

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 22 年
5 月 7 日
(金曜日)

目次

規則
災害救助法施行細則の一部を改正する規則(厚政課)……………一

告示
指定代理納付者の指定(税務課)……………二
公金の収納の事務の委託(医務保険課)……………二
公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………二
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………二
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………三
土地改良事業施行認可申請に係る決定(農村整備課)……………三
県営系根新堤地区ため池等整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………四
県営山の口地区基幹水利施設ストックマネジメント事業計画書の縦覧(農村整備課)……………四
県営堀越地区中山間地域総合農地防災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………四



災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十六年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正

する。

別記一の二の二の(二)中「二百四十万四千円」を「二百三十八万七千円」に改め、別記一の三の三の(一)の表を次のように改める。

| 季 別 | 世帯区分 | 季 別 | | | | |
|----------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 一人世帯 | 二人世帯 | 三人世帯 | 四人世帯 | 五人世帯 |
| 夏季(四月から九月まで) | 一人世帯 | 一七三、〇〇〇円 | 二二四、〇〇〇円 | 三三六、〇〇〇円 | 三九七、〇〇〇円 | 四八八、〇〇〇円 |
| 冬季(十月から翌年三月まで) | 一人世帯 | 二六六、〇〇〇円 | 三三〇、〇〇〇円 | 五二六、〇〇〇円 | 六〇四、〇〇〇円 | 七二九、〇〇〇円 |

備考 六人以上の世帯については、五人世帯の額に、五人を超え一人増すごとに、夏季にあつては七、三〇〇円を、冬季にあつては一〇、四〇〇円を加えた額とする。

別記一の三の三の(一)の表中

| | | | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 五七〇〇円 | 七七〇〇円 | 一一、六〇〇円 | 一四、〇〇〇円 | 一七、七〇〇円 |
| 九、二〇〇円 | 一二、二〇〇円 | 一七、一〇〇円 | 二〇、三〇〇円 | 二五、八〇〇円 |

を

| | | | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 五、六〇〇円 | 七、六〇〇円 | 一一、四〇〇円 | 一三、六〇〇円 | 一七、五〇〇円 |
| 九、一〇〇円 | 一二、〇〇〇円 | 一六、九〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 二五、四〇〇円 |

に改め、別記一の九の3中

「十九万九千円」を「二十万千円」に、「十五万九千二百円」を「十六万八百円」に改め、別記一の十二の2中「十三万七千五百円」を「十三万四千二百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十二年五月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目七番一号
- 二 指定代理納付者に納付させる歳入
やまぐち元気寄附金(インターネット)を利用して納付されるものに限る。()
- 三 指定の期間
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

山口県告示第二百三三号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により、
公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十二年五月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 委託に係る公金の種類
山口県立総合医療センターの駐車場使用料
- 二 委託に係る事務の範囲
一に掲げる公金の収納の事務
- 三 委託を受けた者の名称及び所在地
アマノマネジメントサービス株式会社 横浜市港北区菊名七丁目三番二二号



(一三四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年六月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年五月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年四月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 高照寺山スカイセーリング
代 表 者 の 氏 名 岡部 英世
主たる事務所の所在地 岩国市周東町祖生二九一〇番地
- 三 定款に記載された目的
山口県のスポーツ団体として岩国市周東町地域を中心として、ハンググライディング及びパラグライディングの普及及び振興を図り、清掃活動、スポーツ活動、町興し村興し活動を推進し、町の情報をホームページで公開し、この地域の振興を図りスポーツマンとしての心身の健全な発達に寄与すること。

(一三五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十二年六月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年五月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年四月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人虹のかけ橋
代 表 者 の 氏 名 岩佐 光恵
主たる事務所の所在地 光市室積松原一七番一八号

(一三六) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十二年五月七日から同年九月七日までの間、山口県商工労働部商
 政課並びに周南市産業観光部産業政策課及び周南市新南陽総合支所において公衆の縦覧
 に供します。

平成二十二年五月七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ヴェスタ新南陽店
 所在地 周南市政所二丁目二番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 大内 健二
- 三 変更に係る事項の概要
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 |
|---------------------------|---------------|---------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 中井 文雄 | 中井 文雄 |
| 寺田 晃 | 寺田 晃 | 寺田 晃 |
| 有限会社ニュージャンポール | 有限会社ニュージャンポール | 有限会社ニュージャンポール |
| 有限会社浅本商店 | 有限会社浅本商店 | 有限会社浅本商店 |
| 株式会社ホンダ畜産 | 株式会社ホンダ畜産 | 株式会社ホンダ畜産 |
| 山本 信子 | 山本 信子 | 山本 信子 |
| 株式会社広重商店 | 株式会社広重商店 | 株式会社広重商店 |
| 南崎千鶴子 | 南崎千鶴子 | 南崎千鶴子 |
| 磯村 文夫 | 磯村 文夫 | 磯村 文夫 |
| 原田 譲 | 原田 譲 | 原田 譲 |

| 届出年月日 | 変更年月日 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 | 変更後 |
|-------------|-------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| 平成二十二年四月十九日 | 平成二十二年三月十二日 | 有限会社原岩商店 | 有限会社原岩商店 | 有限会社原岩商店 |
| — | — | 有限会社フティック愛 | 有限会社フティック愛 | 有限会社フティック |
| — | — | 浅本 裕三 | 浅本 裕三 | 浅本 裕三 |
| — | — | 有限会社ベーカリーブチ | 有限会社ベーカリーブチ | 有限会社ベーカリーブチ |
| — | — | 株式会社原田 | 株式会社原田 | 株式会社原田 |
| — | — | セガミメディクス株式会社 | セガミメディクス株式会社 | セガミメディクス株式会社 |
| — | — | 浅本 裕三 | 周南市大字櫛ヶ浜二二六 | 周南市大字櫛ヶ浜二二六 |
| — | — | 有限会社ベーカリーブチ | 廣島市西区己斐本町一丁目八番二五号 | 廣島市西区己斐本町一丁目八番二五号 |
| — | — | 有限会社ベーカリーブチ | 下松市藤光町二丁目一三番一六号 | 下松市藤光町二丁目一三番一六号 |
| — | — | 株式会社原田 | 廣島市安佐南区西原二丁目二六番三九号 | 廣島市安佐南区西原二丁目二六番三九号 |
| — | — | セガミメディクス株式会社 | 大阪府中央区南船場二丁目七番三〇号 | 大阪府中央区南船場二丁目七番三〇号 |
| — | — | 有限会社ベーカリーブチ | 小田 倆己 | 小田 倆己 |
| — | — | 株式会社原田 | 原田 昌明 | 原田 昌明 |
| — | — | セガミメディクス株式会社 | 瀬上 修 | 瀬上 修 |

- 四 届出年月日
平成二十二年四月十九日
- 五 変更年月日
平成二十二年三月十二日

(一三七) 新規土地改良事業の施行の認可の申請に係る決定

次の新規土地改良事業の施行の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に

より、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年五月七日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

土地改良区の名称

施行地区

事業の種類

柳井市土地改良区

窪田の下池地区

ため池の整備

二 縦覧の期間

平成二十二年五月十日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二三八) 県営系根新堤地区ため池等整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営系根新堤地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年五月七日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営系根新堤地区ため池等整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年五月十日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二三九) 県営山の口地区基幹水利施設ストックマネジメント事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営山の口地区基幹水利施設ストックマネジメント事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年五月七日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営山の口地区基幹水利施設ストックマネジメント事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年五月十日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二四〇) 県営堀越地区中山間地域総合農地防災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営堀越地区中山間地域総合農地防災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年五月七日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営堀越地区中山間地域総合農地防災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年五月十日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課